

## 広島市立大学学生生活規程

平成22年4月1日

規程第96号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学（以下「本学」という。）の学生生活に関し必要な事項を定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、構内（本学の敷地として現に使用している区域をいう。以下同じ。）においては、常に学生証を携帯しなければならない。

2 学生は、本学の教職員から学生証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 学生は、学生証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに所定の申請書を事務局教務・研究支援室長（以下「教務・研究支援室長」という。）に提出し、学生証の再交付を受けなければならない。

4 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 学生は、卒業、退学等により本学の学生の身分を失ったときは、学生証を教務・研究支援室長に返還しなければならない。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、所定の住所届を事務局学生支援室長（以下「学生支援室長」という。）に提出しなければならない。住所を変更したときも、同様とする。

(健康診断)

第4条 学生は、毎学年定期又は臨時に行われる健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項の健康診断により、精密検査等の指示があったときは、これに従わなければならない。

(学生の団体)

第5条 学生は、団体（本学の学生のみで構成されるものに限る。以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、所定の学生団体結成届を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。記載事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 学生団体は、クラブ、サークル、その他に区分される。

- 3 学生団体は、学内及び学外の団体に加入しようとするときは、所定の団体加入届を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 4 学生団体は、加入している学内又は学外の団体から脱退したときは、所定の団体脱退届を学生支援室長に提出しなければならない。
- 5 学生団体は、その学年も継続して活動しようとするときは、5月末日までに所定の学生団体継続届を学生支援室長に提出しなければならない。
- 6 学生団体は、解散しようとするときは、所定の学生団体解散届を学生支援室長に提出しなければならない。
- 7 学長は、学生団体が次の各号のいずれかに該当するときは、学生委員会の議を経て当該学生団体の解散を命ずることができる。
  - (1) 本学の教育研究活動を妨げたとき。
  - (2) 学則その他本学の諸規程に違反したとき。
  - (3) 不祥事を起こす等団体の運営が円滑に行われなかったとき。
  - (4) 第4項の学生団体継続届が、提出されなかったとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が不相当と認めたとき。
- 8 前各項に定めるもののほか、学生団体に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が定める。

(クラブ又はサークルの認定)

第6条 クラブ又はサークルの認定(以下「認定」という。)は、学生委員会の議を経て学長が定める基準により行う。

- 2 クラブと認定された学生団体については、部室を使用させるとともに、学生会館の集会室及び和室、体育館、運動場、トラック&フィールド、テニスコート又はアーチェリー場の使用に当たっては、サークル及び一般学生より優先する。
- 3 サークルと認定された学生団体については、部室を使用させない。ただし、学生会館の集会室及び和室、体育館、運動場、トラック&フィールド、テニスコート又はアーチェリー場の使用に当たっては、一般の学生より優先する。

(認定の申請等)

第7条 認定を受けようとする学生団体は、当該学年の5月末日までに所定の申請書を学生支援室長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による申請があったときは、学生委員会の議を経て認定するか否かを決定し、その結果を当該学年の6月末日までに当該申請を行った学生

団体に通知するものとする。

3 認定の期間は、当該認定を決定した日から翌学年の6月末日までとする。

4 認定を受けた学生団体は、翌学年の4月末日までに、所定の学生団体実績報告書を学生支援室長を経て学長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 学長は、認定を受けた学生団体が第6条第1項の基準に該当しなくなったときは、学生委員会の議を経て当該認定を取り消すものとする。

(集会等)

第9条 構内において集会等を開こうとする学生又は学生団体は、開催日の3日前までに所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、集会等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を取り消し、又は当該集会等の中止を命ずることができる。

- (1) 本学の教育研究活動を妨げたとき。
- (2) 学則その他本学の諸規程に違反したとき。
- (3) 事故発生等集会等の運営が円滑に行われなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が不相当と認めたとき。

(構内掲示)

第10条 構内にポスター等(以下「掲示物」という。)を掲示しようとする学生又は学生団体は、あらかじめ所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する掲示物は、前項の許可をしない。

- (1) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
- (2) 虚偽の事項を記載したもの
- (3) 内容、形状、大きさ等が不適切なもの

3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る掲示物に所定の許可印の押印を受けなければならない。

4 学長は、掲示物が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を取り消し、又は当該掲示物の撤去を命じ、若しくはこれを撤去することができる。

- (1) 許可期間を経過したもの
- (2) 許可印の押印を受けていないもの

- (3) 学長が指定した場所以外の場所に掲示したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が不相当と認めたもの  
(印刷物の配布)

第11条 構内において新聞、ビラ等(以下「印刷物」という。)を配布しようとする学生又は学生団体は、配布日の3日前までに所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 印刷物の配布については、前条第2項及び第4項(第2号を除く。)の規定を準用する。

(寄附募集等)

第12条 構内において寄附募集、物品販売、署名運動、世論調査その他これらに類する行為をしようとする学生又は学生団体は、当該行為の3日前までに、所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(委任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。